

デジタル庁

○ 告示第六号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年一月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

二
令和七年度青森県野辺地町生活困窮者世帯に
費支援助成金（原油価格や物価高騰等の影響に
度野辺地町一般会計補正予算における、青森県
低所得者世帯を支援する観点から支給される情
同じ。）の支給を実施する点から支給される情報
情報を含む。）の管理に関する事務（地方税関係

令和七年度青森県野辺地町生活困窮者世帯に
困窮者世帯に對する灯油購入費
支援助成金の支給要件の該當性
を判定する必要がある者に係る
道府県民税及び市町村民税に
する情報

